



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

Atsumi & Sakai

SUSTAINABILITY REPORT 2024

サステナビリティ・レポート

A Compass
to Find
Your Way

CONTENTS

トップコミットメント

当事務所代表者のご挨拶	03
チーフ・サステナビリティ・オフィサーからのメッセージ	04
サステナビリティ宣言	05

事務所概要

事務所概要	06
グローバルネットワークを活用し、世界の課題解決に寄与	07

特集

弁護士紹介

入江克典弁護士（ホーチミンオフィス代表・JICA 法整備支援・ ビジネスと人権）	08
木村勇人弁護士（PFAS・プロボノ）	09
JICA 法整備支援	10
プロトタイプ政策研究所	11
プロボノ	12
国際法曹団体における活動	13
参画団体等	14
海外の法律事務所との意見交換会	14

執筆物・セミナー	15-16
----------------	-------

環境 | Environment

概要	17
GX リーグへの参画（省エネ警鐘活動等）	18
気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同表明	19
事務所の環境負荷軽減	19
啓発活動	20

社会 | Social

人権の尊重

ビジネスと人権	21
英国 2015 年現代奴隷法への対応	22
ジェンダー平等や国際性を尊重し、働きやすい職場環境を実現 事務所の取組み	23
多様な働き方を支える各種所内制度	24
ウェルネス	25
国内外の災害被災地への支援	25

ガバナンス | Governance

サステナビリティ活動の推進体制	26
コンプライアンス	26
事業継続計画（BCP）	27
情報セキュリティ	27

担当者紹介	28
-------------	----

当事務所代表者のご挨拶

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（以下「当事務所」と言います。）は、設立当初より、あらゆる課題に対して「複合的な視野と創造的な思考力をもって解決に挑む姿勢」を大切にしております。これは依頼者様からご依頼いただく具体的な案件の解決に挑むときにも言えることですが、世界的な課題である社会・環境についての課題解決についても同様な姿勢で対応しております。当事務所は法律事務所が有する視点とバックグラウンドをもって持続可能性（以下「サステナビリティ」と言います）の課題解決を推進し、社会へ貢献することを重要な使命の一つと考えております。

当事務所のサステナビリティに関する 2024 年度の取り組みは多岐にわたりましたが、サステナビリティの観点からの依頼者様への助言、ビジネスと人権への係わり、GX リーグや日本気候リーダーズ・パートナーシップへの参加、能登半島地震の罹災者様に関するプロボノ活動等を通じて、人権の擁護、エネルギー転換の支援、災害の罹災者救済等に関する課題に対してグローバルな視点からその解決に取り組んで参りましたが、今後もこれらの課題に真摯に取り組んでいきたいと思っております。

2024 年度の当事務所のサステナビリティに関する取り組みの具体的一例を申し上げます。

当事務所に所属する弁護士及びスタッフは、外国語に堪能な人も多くそれらの有志が参画し、生活レベルで必要な情報を自発的に多言語に翻訳し発信する等、言語の壁を越えて翻訳サービスを必要とされる方々を対象として翻訳プロボノチーム（プロボノ T&I (Translation and Interpretation) チーム）を立ち上げました。その直後に能登半島地震が起り、地震発生後の 2024 年 1 月 12 日以降報道機関、公共団体から発信された情報や外国語での情報入手方法等について当事務所ホームページにおいて集約し、当該チームが翻訳後これらの情報を多言語で発信して外国人の罹災された方々のために貢献することができました。

上記のように当事務所では多数の国々から多様な言語に堪能な人員が集まり、ダイバーシティを尊重しつつその強みを最大限発揮することができるチームワークの仕組みを構築しており、サステナビリティの推進という文脈でも当事務所のモットーとする “Your Uniqueness, Our Strength” を日々実現しております。

2025 年度も法律事務所としてサステナビリティに関連する社会の課題やニーズに取り組み、すべての人にとってより持続可能な社会の実現に向け貢献していきたいと考えておりますので、是非ご理解とご指導よろしくお願い申し上げます。



2025 年 1 月

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
マネージングパートナー
弁護士 渥美 博夫

チーフ・サステナビリティ・オフィサーからのメッセージ

皆様

2024年度のサステナビリティ年次報告書をご覧いただき、誠にありがとうございます。当事務所では、持続可能な未来を実現するための取り組みを加速させており、法律事務所としての役割を考えながらより広範な社会貢献への道を歩んでおります。

昨今、気候変動の影響、地政学的リスク、人権問題の高まりなど、世界はかつてないほど複雑で多面的な課題に直面しています。こうした中、私たちは、法律事務所としての専門性を最大限に活用し、サステナブルな社会の実現に貢献することが、私たちの使命であると強く認識しております。

2024年には、GXリーグや日本気候リーダーズ・パートナーシップへの参画を通じて、気候変動対策や脱炭素社会の実現に向けて組織内で取り組みを進めました。また、JICA法整備支援やプロボノ活動を通じ、国際的な法の支配や社会正義の推進に寄与してまいりました。これらの活動は、単なる「取り組み」ではなく、私たちの価値観を体現するものです。

サステナビリティ委員会の活動を中心に、当事務所では持続可能性に関する重要課題を特定し、社会や環境への影響を考慮した施策を策定・実行しております。特に、環境負荷の軽減、ジェンダー平等や国際性を尊重し、働きやすい職場環境の実現、人権尊重に重点を置いており、これらが組織全体に浸透するよう努めております。

私たちの旅路は始まったばかりです。クライアントの皆様、地域社会、そしてステークホルダーの皆様とともに、さらに意義深い成果を目指して、私たちはこれからも一歩一歩確実に前進していきます。



2025年1月

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
チーフ・サステナビリティ・オフィサー
弁護士 鈴木 由里

サステナビリティ宣言

サステナビリティを推進し、国際社会が目指す持続可能な開発目標（SDGs）の達成及び SDGs を通じた豊かで活力ある未来の実現に貢献することは、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（以下「当事務所」といいます。）の重要な社会的使命です。

現在、国際社会は、地政学リスク、エネルギー転換の加速、気候変動や異常気象による自然災害、人工知能（AI）やデジタル技術の急速な進化に関連する倫理上の問題、社会的不平等やジェンダー格差などの課題に直面し、社会のあり方にも急速な転換が求められています。

当事務所は、国際社会の動向を注視し、私たちを取り巻く社会・環境の変化を見据えながら、これらの課題に対応すべく取り組んでまいりました。

今後も、当事務所の事業継続に向けた対策を迅速に実践するとともに、社会の課題やニーズを捉え、すべての人にとって持続可能でよりよい社会の構築に貢献していきます。

事務所概要

国内系法律事務所として初めて、完全に独立した形で外国法共同事業を立ち上げた総合法律事務所

クライアント価値創造のために、法律実務の観点から総合的なソリューションを事案に応じて創造し、同時に、ビジネス社会の公正な発展をリードすることをミッションとして掲げ、複雑多岐にわたる様々な課題の解決に挑んでおります。

構成員 総数 254 名* 設立 1994 年

パートナーにおける女性比率*



外国弁護士等における女性比率*



パートナーにおける外国法事務弁護士比率*



* 2024年12月31日現在。構成員総数には提携オフィスを含む拠点・グループ内他事務所・A-PAC INTERNATIONAL LAW FIRM・SA Partnersを除くその他関連事務所の構成員を含みます

グローバル&地域密着

複雑多岐にわたる様々な分野の課題に対応

個々の事案にあわせて最適なチームを迅速に編成



※ 当事務所とA&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社とは、機能的に一体の運営を行っておりません。また、依頼者の承諾その他の正当な理由なくして、当事務所とA&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社との間で、職務上知り得た秘密が共有されることはありません。当事務所とA&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社との間で、依頼者紹介に対する謝礼その他の対価が授受されることはありません。A&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社は報酬を得る目的で法律事務の周旋を行うことを業としておらず、当事務所はその業務に関する報酬をA&Sフィナンシャルアドバイザー株式会社との間で分配することはありません。

※ 当事務所とあつみ法律事務所・APAC事務所・SA Partnersとは、機能的に一体の運営を行っておりません。また、依頼者の承諾その他の正当な理由なくして、当事務所とこれらの法律事務所との間で、職務上知り得た秘密が共有されることはありません。したがって、当事務所とこれらの法律事務所とは、それぞれにおける案件の正式な受任に先立ち、相手方との間において利益相反等の事情の調査・確認を行う関係にはありません。当事務所とあつみ法律事務所・APAC事務所・SA Partnersとの間で、依頼者紹介に対する謝礼その他の対価が授受されることはありません。

グローバルネットワークを活用し、世界の課題解決に寄与

当事務所は、ニューヨーク、ロンドン、フランクフルト、ブリュッセル及びホーチミンに拠点を有する国際的な総合法律事務所です。国際業務経験豊富な弁護士のほか、外国法事務弁護士(*1)、外国弁護士(*2)等が多数在籍し(*3)、国際案件にも適時に対応可能な体制を整えています。加えて、加盟している複数のグローバルネットワークや独自のグローバルコネクションを介し、世界各国の法律事務所等と提携・協力しています。

このようなリソースやグローバルネットワークを活用し、国際的な視点からクライアントとの対話を深め、共に行動することを通じて、国内にとどまることなく世界全体のサステナビリティに関する課題の解決に寄与していきます。

*1 米ニューヨーク州、米カリフォルニア州、中華人民共和国、大韓民国、インド、スリランカ民主社会主義共和国、連合王国、オーストラリアクインズランド州・ニューサウスウェールズ州・ビクトリア州の法を原資格国法とする外国法事務弁護士

*2 米カリフォルニア州、アイルランド共和国、イスラエル国、ベトナム社会主義共和国、中華人民共和国、台湾の弁護士資格を有する外国弁護士（但し、外国法事務弁護士の登録はない。）

*3 外国法事務弁護士及び外国弁護士は、弁護士、外国法事務弁護士及び外国弁護士全体の11%です。(2024年12月31日現在)

※ 渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていない。

世界各国の対応可能領域



弁護士紹介

FOCUS ON OUR PEOPLE | 01

当事務所のサステナビリティ活動推進の原動力となっている弁護士2名にスポットライトを当て、そのキャリアと展望をご紹介します。

経済成長著しいベトナムにオフィス設立、東南アジア諸国に関わった経験と強みを生かす

サステナビリティ委員会の一員である入江弁護士は現在、当事務所が2024年7月に東南アジア初の拠点として設立したホーチミンオフィス Atsumi & Sakai Vietnam Law Firm の代表を務めています。ラオスでの活動経験がありベトナムを含む東南アジアに精通している入江弁護士は、東南アジア最大の経済都市の一つであるホーチミンを拠点として、クライアントの東南アジアにおける事業展開や幅広い領域のグローバル規模の案件に、国際的視点からの確かつ迅速に対応しています。ベトナムは経済発展著しい東南アジア諸国の中でも様々な領域で人材育成が進んでおり、親日で日本語ができる人材にも恵まれています。ホーチミンオフィスは、現在日本弁護士・ベトナム弁護士合わせて3名体制で、現地での信頼を獲得しながら、提供するリーガルサービスをより一層拡充すべく活動しています。

弁護士としての原点である社会貢献と国際協力への思い

そんな入江弁護士の原点は、大学時代にあります。将来につながる何かに没頭したい、という思いを抱きつつもその何かを見つけることができず自分は何者であるかを模索する日々の中、履修科目として「法律学」に出会いました。法律の世界に人間としての側面が大きく現出する面白さを感じ、法を通じて助けを必要としている人々に手を差し伸べてあげられるのではないかと思ったこと、それが入江弁護士の原点であり、法曹を目指す大きなきっかけとなったのです。弁護士登録後の数年間は企業法務や訴訟業務に従事し、それなりに充実した日々を送りつつも、自分の活動が本当に社会のためになっているのかという葛藤を抱いていました。社会貢献への思いが国際的な仕事をしたいという思いに結びつき、もう一度自分の価値基準を見直そうと思い立った頃に、日本弁護士連合会が主催するセミナーを通じて国際協力や法整備支援に携わる弁護士の存在を知りました。さらに関心が深まった

2014年には独立行政法人国際協力機構（JICA）主催の法整備支援専門家育成のための研修に参加してこの世界に携わりたいという思いを強くし、2015年4月にJICAの国際協力専門員となり、2021年までラオス民法典起草という国家一大事業を含む法整備支援、その他国際協力活動に従事しました。

JICA 法整備支援事業に貢献

入江弁護士は、JICAの長期派遣専門家としてラオスで民法典の起草支援などに携わった経験を有し、また国際協力専門員としてベトナムやインドネシア、ミャンマー等の東南アジア諸国の法整備支援にも関わりました。JICAにおいて対象国の歴史、文化、社会を知り、人々との交流を通じて法の知識を高め合い、法とは何かという命題に立ち戻って考える機会を得られたことは、現在の入江弁護士の活動に大いに生きています。

2024年4月、当事務所からは入江弁護士を含む3名の弁護士がJICA法制度整備支援アドバイザーに就任し、JICAに対する技術的助言を行っています。JICAの法整備支援事業への関与を通じて、国際的な法の支配と正義へのアクセスを促進し、サステナビリティへの貢献を果たしています。

「ビジネスと人権」の社会浸透に寄与

また当事務所は、2024年に「ビジネスと人権チーム」を創設し、入江弁護士はそのチームリーダーとして、人権方針の策定支援、人権デューディリジェンス、社内研修の実施といったサービスラインを整備している他、ニューズレターの発行や時事速報における情報発信等を通じて、ビジネスと人権の理念が社会に浸透するよう精力的に活動しています。当事務所は、弁護士法第1条に「弁護士の使命」として規定されている「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」を実践するため、様々な公益活動に積極的に取り組んでおり、入江弁護士もまた、「弁護士は、熟慮に富んだ市民としての行動指針を示し、市民社会の形成に貢献する役割がある」という信念のもと、クライアントの責任ある企業活動を

支え、人権の分野において貢献する責務を果たすために日々活動しています。

「法の支配ユビキタス世界」の実現を目指して

入江弁護士は今後の展望として、ベトナム法人を中心として東南アジアにおけるリーガルサービスを拡充するとともに、法整備支援、ビジネスと人権といった活動を通じて東南アジアの地域社会の発展に寄与し、いつでもどこでもあらゆる人が法の支配の恩恵を受けられる「法の支配ユビキタス世界」（松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授）の実現に寄与したい、と考えています。当事務所のサステナビリティを推進する弁護士の一人として、自身の現在の活動をより一層充実させるとともに、社会の課題やニーズを捉え、全ての人にとって持続可能でより良い社会の構築に貢献してまいります。



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
パートナー（東京弁護士会）
ベトナム外国弁護士（ホーチミンオフィス代表）
弁護士 入江 克典

弁護士紹介

FOCUS ON OUR PEOPLE | 02

当事務所のサステナビリティ活動推進の原動力となっている弁護士2名にスポットライトを当て、そのキャリアと展望をご紹介します。

フォーエバーケミカル PFAS 新しい分野に積極果敢に取り組む

かつては「便利な化学物質」として広く活用されてきた PFAS（有機フッ素化合物）ですが、近年では「永遠に残る化学物質（フォーエバーケミカル）」とも呼ばれ、人体や環境への悪影響が懸念され、社会的な課題として注目されています。木村弁護士はこの問題を、人類が利便さを追求する中で生み出したものが予期しない形でリスクを生む可能性があることを示す、非常に考えさせられる事例と捉え、法的側面からの課題解決を目指し、積極的に取り組んでいます。

木村弁護士が PFAS を取り扱うようになったのは、2022 年から 2023 年まで勤務していた米国の法律事務所における偶然の出会いからでした。米国で各種の化学物質に対する規制が強まり、現地法律事務所が PFAS に関連する相談を受ける機会が増えている時期に、自身の米国勤務が重なったのです。日本でこの分野を取り扱う弁護士は極めて少ない中、米国で化学物質管理に関与した経験を有する木村弁護士は、米国で勤務していた 2023 年 4 月、JETRO からのご依頼で化学物質規制をテーマとしたセミナーを実施しました。多くの方々にご参加いただき、好評を得て、その後化学物質規制管理に本格的に取り組むようになり、現在も PFAS に関するセミナーに数多く登壇しています。2024 年 3 月には、共同執筆した書籍『PFAS（有機フッ素化合物）の現状及び規制の影響と今後の対応』が出版されました。



PFAS(有機フッ素化合物)の現状 及び規制の影響と今後の対応

【著】小島清郎、木村勇人 ほか

PFAS規制の現状、特性・影響および分析法、浄化処理法、各種用途における動向まで、包括的にまとめた一冊！

国内外のPFAS規制動向を網羅し、定義や対応方法について、今後の方向性を踏まえた法的リスク等、対応の考え方や実務を総説します。また、PFASの各種分析手法を具体的な事例をもとに解説し、PFAS含有廃棄物や汚染された土壌・水の処理や浄化処理技術の動向も把握できるようになっています。PFASの代替手法についても解説しています。

定価：本体62,000円＋税 情報機構 8591/365頁

A&S の翻訳プロボノ活動を リーダーとして推進

当事務所は、弁護士等の使命の実現のために必要不可欠な様々な公益活動を当事務所自身の本質的使命と位置づけ、積極的に実践しています。そのひとつが、言語の壁を越え、法的サービスを提供する方とサービスを必要としている方との懸け橋になることを目的とした翻訳プロボノ活動です。木村弁護士はその中心人物として、当事務所に所属する弁護士及びスタッフ有志を募り、プロボノ T&I（Translation and Interpretation）チームを立ち上げました。令和 6 年能登半島地震においては、報道機関、公共団体の情報発信、外国語での情報入手方法について当事務所ホームページにおいて情報を集約し、多言語で発信するなどの活動を行いました。

木村弁護士のプロボノ活動の原点は、自身の米国留学及び米国法律事務所勤務時までさかのぼります。当時外国で生活する中で、木村弁護士は、言葉が通じないために些細なことでも物事が思うように進まないという経験をしました。この経験を通じて、弁護士としての専門知識とスキルを活かして困っている人々を支え、社会に貢献すべきだ、という信念を持つようになったのです。その強い想いが社会貢献を重視する当事務所の文化と合致し、さらに、法律に関する情報が言語の壁によって必要な人々に届かない状況を目の当たりにしたことで、事務所のメンバーがこのギャップを埋める役割を果たせるのではないかと考えたこと、それが木村弁護士の翻訳プロボノ活動開始のきっかけとなりました。異なるバックグラウンドを持つ多様な人材がそれぞれのスキルや能力を活かしながら社会的に意義のある取り組みを実現できる環境が、当事務所に整っていることも大きな後押しとなりました。

木村弁護士は「翻訳プロボノ活動は、こうした信念を形にする一つ的手段です」と語り、今後もより多くの人々に法的情報が届く社会を目指して活動を推進していきたいと考えています。

未来の世代に 「豊かな」生活を送る選択肢を残す

サステナビリティを「未来の世代に、現代と同じように『豊かな』生活を送ることができる選択肢を残していくこと」と捉え、PFAS、そしてプロボノというサステナビリティにもつながる活動を精力的に行っている木村弁護士は、この「豊かさ」という概念を、単に経済的なものではなく、環境の健全性や社会の公平性、そして文化的な多様性をも含む、広い意味での豊かさを意味するものと考え、クライアントの利益実現のために事務所全体として全力で業務に取り組みながら、社会全体のサステナビリティの実現に貢献していきたいと考えています。



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
パートナー（第二東京弁護士会）
ALB Asia 40 Under 40 2024 に選出
弁護士 木村 勇人

16 平和と公正を
すべての人に

JICA 法整備支援

当事務所は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の法整備支援事業に貢献しています。2024年4月より、森永太郎弁護士（顧問）、入江克典弁護士（パートナー）、上東亘弁護士（パートナー）がアドバイザーに就任し、JICA に対する技術的な助言を行っています。

日本の法整備支援は、政府が策定した「法制度整備支援に関する基本方針」に基づき、いわゆる開発途上国における裁判官、検察官、法務省（司法省）の職員、大学教員、弁護士等の法律に関わる人材の育成を通じて、法の起草・運用を支援し、裁判所などにおける紛争解決機能を強化し、市民社会による司法へのアクセスを改善するものです。JICA は、援助機関として、日本の法務省、最高裁判所、日弁連、大学などと連携したうえで、オールジャパン体制で支援を行っています。現在は、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、ウズベキスタン、ケニア等の国別の案件のほか、「ビジネスと人権」といった課題別の研修を実施しています。

日本の法整備支援の特徴は、支援対象国の主体性を尊重したうえで、自ら考え自ら手を動かしてもらうことを意識して活動し、日本側の考えを押し付けられない点にあります（「寄り添い型」の支援と呼ばれ

ることもあります）。このような支援対象国の主体性を重視する支援の手法は、支援対象国の法律家が近い将来自らの手で法を運用・実施し、法を起草・改正し、法理論を醸成し、後進の法律家を育成していくために、その人材を育成する必要があるとの考えに基づくものです。また、日本が明治期においてフランスやドイツなどから、戦後においてアメリカなどから知見を得、試行錯誤しながら独自の法体系を作り上げた経験や、日本の比較法研究の伝統と知見を活かした手法ともなっています。

持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、弁護士や法律事務所に最も関連が深いのは、公正、平和かつ包摂的な社会を推進することを掲げた目標16です。なかでも、国家及び国際的なレベルでの「法の支配」を促進し、すべての人々に正義へのアクセスを提供することを規定した目標16.3は、JICAの法整備支援が達成を目指すものであるとともに、弁護士法が定める弁護士の社会的使命でもあります。

当事務所は、JICAの法整備支援事業への関与を通じて、国際的な法の支配と正義へのアクセスを促進し、サステナビリティへの貢献を果たしていきます。



プロトタイプ政策研究所

当事務所は、クライアント価値創造のために、法律実務の観点から総合的なソリューションを事案に応じて創造し、同時に、ビジネス社会の公正な発展をリードすることをミッションとしています。これまでも、時代を見据えた新しい分野に積極的に取り組み、複雑多岐にわたる様々な課題の解決に挑んできました。

当事務所が設立したプロトタイプ政策研究所では、新たな政策と実務の架け橋を作るとともに、研究成果や提言の発信に取り組んでいます。

プロトタイプ政策研究所は、落合孝文弁護士（パートナー）を所長とし、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に所属する弁護士のほか、様々な企業・団体・公的機関等における経験を有する有識者の方々が参画し、政策・制度・実務に関して、ユーザー側の視点を踏まえて、公的機関・民間の双方が取り組めていない我が国の政策と実務の架け橋を作ること及び検討課題とされるべき研究成果や提言の発信を行うことを目的とする研究所です。

2024年においては、内閣府規制改革推進会議本会議（2024年11月12日）において、人口減少などの社会課題を有する我が国での「供給制約社会での規制改革メモ」を内閣府規制改革推進会議の委員として所長の落合孝文弁護士（パートナー）が提出しております。また、デジタル行財政改革会議データ利活用制度・システム検討会第1回（2024年12月26日）においても、医療、教育、金融、産業データ

の各分野のデータ制度・システムの整備の議論に共通する論点提示を行う「データの利活用に関する課題とデータ保護の在り方」を所長の落合孝文弁護士（パートナー）が提出するなど、政策形成に関するハイレベルな会議を含む様々な場面で議論を展開いたしました。

プロトタイプ政策研究所の研究会メンバーである小泉誠氏が座長を務め、所長の落合孝文弁護士（パートナー）、主任研究員の平山達大弁護士（アソシエイト）がメンバーとして関与するGX人材市場創造WGにおいて、2024年5月に、GXスキル標準を公表しました。GXスキル標準は、GXに関するリテラシーとして身につけるべき知識や学習が期待される項目を定義したGXリテラシー標準（GXSS-L）Ver1.0と、GXに必要な人材類型やロールを定義したGX推進スキル標準（GXSS-P）Ver1.0から構成されており、GX人材の標準化を進め、社内外シームレスなGX人材市場を垂直的に立ち上げることで、人材不足や活用不全による機会損失を最小限に抑え、日本のGX推進に貢献することを目的としています。

また、落合孝文弁護士（パートナー）は、サステナビリティマネジメント&アシュアランス機構主催の「i-SMAフォーラム2024～サステナビリティ情報開示の最前線」に登壇し、「GXリーグの人材育成に関する現状とネクストステージ、資産運用特区でのGX関連動向」について、講演するなどの活動もしています。

GXリーグについてはP.18をご参照ください。

プロボノ

設立経緯・目的

翻訳プロボノ活動（プロボノ T&I（Translation and Interpretation）チーム）は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に所属する弁護士及びスタッフ有志が参画し、法律相談での通訳や法律相談の広報活動を多言語に翻訳し発信する等、言語の壁を越えて、法的サービスを提供する方とサービスを必要としている方との懸け橋になることを目的とする活動です。

弁護士会等が様々な法律相談の場を提供しておりますが、日本で暮らす外国語を母語とされる方においては、言語の壁により、法律相談を受けることだけでなく、そもそも法律相談窓口があることの情報入手することが困難である場合も少なくありません。そこで、法律相談それ自体だけでなく広報活動の段階から協力していくことで、外国語を母語とされる方が法的サービスを受けることを支援することを目的としています。

活動方針

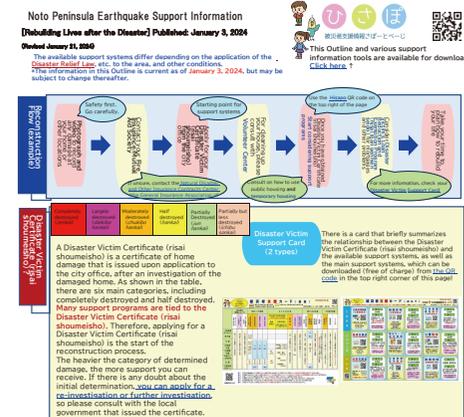
当事務所の翻訳プロボノ活動としては、弁護士会等が無料相談会等を実施する際の支援があります。こうした相談会の実施においては、広報と相談実施の各段階において多言語で発信・対応することが必ずしも容易ではなく、すべての人々に法的サービスを行き渡らせるためには、支援を必要とされている外国人の方々に、必要とされる言語で情報が届けられる必要があります。当事務所は、このような場面において広報活動での翻訳支援や相談会の場での通訳を支援することを目指しています。

また、災害時の翻訳活動も当事務所の翻訳プロボノ活動の一つです。外国人被災者に対する相談窓口では、災害に関する情報でかつ法的トピックという専門性の高い情報を、必要とされる言語で提供する必要があります。他方、通訳の専門家の支援を得た情報発信を行うことが困難な事態も起こり得ます。そこで、多言語で法律サービスを提供してきた当事務所が、相談窓口等についての多言語情報発信と、被災地への法律相談の翻訳サービスの提供を通じて、被災地で必要とされる情報の伝達を支援することを目指しています。

活動内容

令和6年能登半島地震関連翻訳

過去に行った翻訳プロボノ活動としては、令和6年能登半島地震においては、報道機関、公共団体の情報発信、外国語での情報入手方法について当事務所ホームページにおいて情報を集約し、多言語で発信しております。情報伝達の迅速性から、震災直後の2024年1月12日に、当事務所ホームページにて「能登半島地震支援情報瓦版」を掲載いたしました。被災された外国人の方が、生活を再建するためにどのように行政・法律のサポートを受けられ、またその段階に応じてやるべきことを分かりやすく解説しています。



「能登半島地震支援情報瓦版」（英語版）

2024.01.12 更新内容

「令和6年能登半島地震」被害に対する義援金の寄付について

この度「令和6年能登半島地震」により亡くなった方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に申し上げます。心よりお見舞い申し上げます。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業では、被災された方々や被災地の支援活動にお役立ていただくため、協力はありますが、被災地への義援金の寄付に加え、事務所内で募金活動を行う予定です。

また、被災された外国人の方々にお役立ていただくため、弁護士会で配布している「能登半島地震支援情報瓦版」（静岡県弁護士会 永野寿典弁護士）の英語版（中国語版）（繁体字）/韓国語版を作成しました。

弊所HPに掲載いたしますので、ご利用下さい。

「能登半島地震支援情報瓦版」（英語版）- Noto Peninsula Earthquake Support Information

「能登半島地震支援情報瓦版」（中国語版）（繁体字）- 能登半島地震 支援情報 繁体字

「能登半島地震支援情報瓦版」（韓国語版）- 노트 반도 지진 지원 정보 瓦版

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

「令和6年能登半島地震」被害に対する義援金の寄付について

国際法曹団体における活動

当事務所は、International Bar Association（IBA、国際法曹協会）、Inter-Pacific Bar Association（IPBA、環太平洋法曹協会）等の活動に参加し、国際的なサステナビリティ推進活動を積極的に行っています。

IBA Human Rights Conference: Climate, justice and law - challenges and opportunities への協賛

当事務所は 2024 年 4 月 5 日～7 日に開催された国際法曹会議「IBA Human Rights Conference: Climate, justice and law - challenges and opportunities」にスポンサーとして協賛しました。

（IBA Human Rights Law Committee 主催、IBA Business Human Rights Committee 及び日本弁護士連合会後援）

「IPBA Annual Meeting and Conference 2024 in Tokyo」での登壇

谷崎研一弁護士（パートナー）が、Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 主催の「IPBA Annual Meeting and Conference 2024 in Tokyo」（4月23日～4月28日開催）において、以下のセッションにスピーカーとして登壇しました。

なお、当事務所は本会議にスポンサーとして協賛し、鈴木弁護士、松岡史朗弁護士（パートナー）及び澤口鉄馬弁護士（アソシエイト）が Organizing Committee のメンバーを務めました。

- “Banking, Finance and Securities -Green Finance: How to Prevent Greenwashing”（スピーカー：谷崎研一弁護士）

参画団体等

当事務所は、法律事務所として蓄積してきた知識や経験を活かし、社会全体のサステナビリティを支えられるよう努めます。当事務所が加盟する外部団体より一部をご紹介します。

加盟団体一覧（アルファベット順）

- GX リーグ（GX 人材市場創造 WG / 適格カーボン・クレジット WG）
- インパクトコンソーシアム
- 一般社団法人日本風力発電協会
- 日本気候リーダーズ・パートナーシップ (JCLP)
- 一般社団法人サステナビリティマネジメント&アシュアランス機構（理事として参画）
- 一般社団法人水素エネルギー協会
- TCFD コンソーシアム

海外の法律事務所との意見交換会

2024 年 3 月 21 日、当事務所にて RP legalitax の弁護士 3 名とサステナビリティに関する意見交換会を行いました。

当事務所からは、野崎竜一弁護士（パートナー）、鈴木由里弁護士（パートナー）、ダニエル・ジャレット外国法事務弁護士（連合王国法）*（パートナー）が参加しました。

* 渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていません。



執筆物

- “Updates on the Hydrogen Society Promotion Bill and CCS Business Bill (April 2024)”
プロジェクト・エネルギープラクティスチーム
- 「令和4年建築物省エネ法改正の概要」
ファイナンスプラクティスグループ
- 「ベトナムにおける再生可能エネルギービジネス参入にあたっての法的留意点の概説―洋上風力発電事業の法規制の現状を踏まえて―」
ベトナムプラクティスチーム
- 『PFAS（有機フッ素化合物）の現状及び規制の影響と今後の対応』（株式会社情報機構、2024年）＜共著＞
- 「米国におけるPFASに対する諸規制及び具体的事例について」（2024年4月23日）
- 【連載】「知っておきたいビジネスと人権」（時事速報シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インドネシア、欧州、米国の各版、2024年1月～）
- 「ビジネスと人権とは？取組の概要と対応法をわかりやすく解説」
BUSINESS LAWYERS（2024年3月）

【A&S ニュースレター | 「ビジネスと人権」シリーズ】

- 第7回「ビジネスと人権」の意義をあらためて考える―OECD、国連等の国際機関での議論がリードしたビジネスと人権の潮流―①
(2024年3月21日)
- 第7回「ビジネスと人権」の意義をあらためて考える―OECD、国連等の国際機関での議論がリードしたビジネスと人権の潮流―②
(2024年5月23日)
- 第7回「ビジネスと人権」の意義をあらためて考える―OECD、国連等の国際機関での議論がリードしたビジネスと人権の潮流―③
(2024年9月19日)
- 第8回 OECD ガイダンスによる人権デューディリジェンス（2024年10月10日）
- 第9回 ビジネスと人権に関する指導原則 悪化する国際情勢の中で企業はビジネスと人権尊重にどう取り組むか（2024年11月11日）

(2023年以前の記事（第1回～6回）はこちらから）

セミナー

- Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 主催 (2024年4月23日～4月28日開催)
- “Banking, Finance and Securities -Green Finance: How to Prevent Greenwashing”
- サステナビリティマネジメント & アシュアランス機構主催 (2024年8月26日開催)
「GX リーグの人材育成に関する現状とネクストステージ、資産運用特区での GX 関連動向」
- LAWASIA 主催 (2024年10月14日開催)
“BUSINESS LAW - Banking and Finance - Promoting the Environmental and Social Agenda: The Impact of Green and ESG Bonds”
- 弁護士ドットコム株式会社主催 (2024年1月25日開催)
「「ビジネスと人権」実務対応のポイント～人権方針の策定から人権 DD・救済の実施まで～」
- 東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会主催 (2024年12月10日開催)
「ビジネスと人権の基礎 - 企業に求められる人権尊重のための取組の概要 -」
- 金融財務研究会 / 経営調査研究会主催 (2024年1月22日開催)
「再生可能エネルギーに関する最新実務とその対応～事業者側から3年間関与してきた講師が FIT 後の再エネビジネスについて解説～」
(好評につき更新して再々演)
- 金融財務研究会主催 (2024年5月15日開催)
「再生可能エネルギーと電力系統～系統用蓄電池、自己託送、コーポレート P P A、出力抑制等電力系統に関する最新の政策や論点を分かりやすく解説～」
(好評につき更新して再演)
- 金融財務研究会主催 (2024年9月3日開催)
「再生可能エネルギーに関する最新実務とその対応～事業者側から3年間関与してきた講師が FIT 後の再エネビジネスについて解説～」
(好評につき更新して4回目の再演)
- 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、Smith Gambrell Russell LLP、イー・アール・エム日本株式会社主催、一般財団法人海外投融資情報財団後援 (2024年9月24日開催)
「PFAS 対策セミナー～フォーエバーケミカルとその対応～」
- 株式会社 化学工業日報社主催 (2024年10月31日開催)
「米国連邦法・州法、日本法における PFAS 規制最新動向～訴訟事例と各州の動き・企業が取るべき対策～」

環境課題の解決へ向けた取組み

当事務所は、地球環境の保全は、世界全体が抱える喫緊の課題であると認識しています。

当事務所は、事業活動を行う国や地域における環境保全のためのルールを遵守するとともに、所内におけるサステナビリティに対する意識の向上、推進を図り、資源の使用量削減・省エネルギーや環境への負荷の削減に努めます。当事務所の業務においても、A&S サステナブル行動規範を定め、リモートワークの実施、紙の利用量の削減、オフィスでの節電、脱プラスチック活動等を通じて、環境負荷の低減に取り組んでおります。

また、従来から当事務所は、排出権取引、カーボン・オフセット、3R（Reuse, Recycle, Reduce）等の案件に積極的に取り組んできており、政策形成に向けて経済産業省のGX リーグにも加盟をしております。再生可能エネルギー分野においては、数多くのバイオマス、陸上・洋上風力発電等事業を含む案件に携わるほか、更なる発展に向けて、官庁からの調査業務の受託を含む行政支援等も行っています。加えて、スマートシティ事業やゼロエミッション実現に向け、脱炭素に係る国内外の政策・法制度調査や事業化検討にも意欲的に取り組んでいます。

さらに、従前から得意としているファイナンスの分野では、サステナブルファイナンスをはじめとして各金融機関の環境保全の取組みをサポートしています。

なお、当事務所は気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明しており、気候関連の情報開示の促進に向けて意欲的に取り組んでいきます。

当事務所が有するこれらの実績や知見を活かし、環境課題に対して質の高いリーガルサービスを提供し、その解決に貢献していきます。

※当事務所の加盟する環境関連の団体については、P.14 をご参照ください。

※環境関連のセミナー、執筆物に関しては P.15-16 をご参照ください。

関連外部評価

・在日英国商業会議所（BCCJ）主催 British Business Awards 2023 及び 2024 において、Responsible Business の部門で受賞候補にノミネートされました。

・The Legal 500 Asia Pacific Green Guide 2024（Legalease 発行）において、当事務所が高い評価を得ました。

GX リーグへの参画（省エネ警鐘活動等）

01 GX リーグ参画の背景

経産省では、日本が GX を牽引することの重要性と GX リーグを立ち上げる趣旨について、次のとおり説明しています。

我が国が 2050 年カーボンニュートラル目標を実現し、さらに世界全体のカーボンニュートラル実現にも貢献しながら、そのための対応を成長の機会として捉え、産業競争力を高めていくためには、カーボンニュートラルにいち早く移行するための挑戦を行い、国際ビジネスで勝てるような「企業群」が、自ら以外のステークホルダーも含めた経済社会システム全体の変革（GX：グリーントランスフォーメーション）を牽引していくことが重要です。

そのため、GX に積極的に取り組む「企業群」が、官・学・金で GX に向けた挑戦を行うプレイヤーと共に、一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行う場として「GX リーグ」を設立します。

出典：経産省 HP「GX リーグ基本構想」：GX リーグ基本構想（METI/ 経済産業省）

GX リーグでは、GX への挑戦を行う企業が、排出量削減に貢献しつつ、外部から正しく評価され成長できる社会（経済と環境及び社会の好循環）を目指し、次の 3 つの目標を立てている。

① 企業が世界に貢献するためのリーダーシップのあり方を示す

- ② GX とイノベーションを両立し、いち早く移行の挑戦・実践をした者が、生活者に選ばれ、適切に「儲ける」構造を作る
- ③ 企業の GX 投資が、金融市場、労働市場、市民社会から、応援される仕組みを作る

出典：GX リーグ HP「ABOUT GX LEAGUE」：ABOUT | GX リーグ 設立準備公式 WEB サイト (gx-league.go.jp)

当事務所も、サステナビリティを推進し、国際社会が目指す持続可能な開発目標（SDGs）の達成及び SDGs を通じた豊かで活力ある未来の実現に貢献することを重要な社会的使命としています。

その表れとして当事務所ではサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ重要課題の特定、取組方針等について、クライアントを含む当事務所のステークホルダー、環境、社会への貢献や影響などを考慮しながら討議し、当事務所のサステナビリティを推進しています。

官・学・金で GX に向けた挑戦を行う GX リーグは、多くの企業が参画を表明し、また注目を集めているところ、同リーグの理念は、環境課題の解決へ向けた取組みを実践している当事務所とも親和性が高く、GX リーグ参画企業と GX の討議を深めることで、より一層洗練された環境負荷の低減に取り組んでいます。

なお、当事務所では、GX リーグに加えて、持続可能な脱

炭素社会の実現には産業界が健全な危機感を持ち、積極的な行動を開始すべきであるという認識の下に結成された日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）にも参加しており、官民協働の場面及び民間でのイニシアティブの双方に参加し、法律事務所としても責任を持った取り組みを推進しています。

02 当事務所での実施内容

- GX リーグが、「市場ルール形成の場」の取り組みとして実施している「GX 人材市場創造 WG」（プロフェッショナル人材類型の整理、算定・削減計画の 2 つをレベル 1-4 まで設計、リテラシー習得のための学習項目の整理、リテラシーレベル（1）に必要な習得内容の定義などを議論する WG）に落合弁護士及び平山弁護士がメンバーとして参加しております。
- GX リーグが実施している「適格カーボン・クレジット WG」に、落合弁護士がメンバーとして参加しています。
- GX リーグ参加を踏まえ、当事務所のトラジション戦略を策定し、公表しています。
- GX リーグ参加を踏まえ、毎年、当事務所の温室効果ガスの排出量を算定し、報告しております。

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同表明

当事務所は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明するとともに、TCFD コンソーシアムに参加しています。TCFD コンソーシアムの活動に協力し、気候関連の情報開示の促進に向けて取り組んでいます。

事務所の環境負荷軽減

01 A&S サステナブル行動規範

当事務所は、日本及び国際社会の持続可能性（サステナビリティ）に貢献することを目的としてサステナビリティ宣言を公表するとともに、A&S サステナブル行動規範を定め、事務所の環境負荷軽減に取り組んでいます。

02 省エネ、気候変動対応

当事務所は、照明・空調の使用量削減、省エネ機器の選択等の省エネルギー活動に年間を通じて取り組んでいます。消費エネルギーのモニタリング、温室効果ガス排出量の算定を行い、GX リーグ等に削減目標とともに実績を報告しています。

2024 年は気候変動リスクを調査し、脱炭素に関するニーズ及び意識調査を全弁護士、スタッフを対象として実施しました。所内向け通信では、移動時の温室効果ガス排出量削減についてトップメッセージを発信しました。また温室効果ガス排出量削減を目指し、サーキュラーエコノミーへの移行に取り組んでいます。

03 環境配慮素材 LIMEX の採用（紙資源削減）、廃棄物削減とリサイクル

当事務所は、印刷物の一部に石灰石を主原料とする環境配慮素材 LIMEX（ライメックス）を採用しています。（「LIMEX」は、(株) TBM の登録商標です。）

LIMEX の原料である石灰石は、世界中で豊富に存在し、日本

でも 100% 自給自足できる資源です。豊富な石灰石を用いることで、プラスチックや紙を製造する際に必要とする石油や木材、水など偏在性が高く枯渇リスクも高いとされる資源の利用を抑え、地球規模で資源保全に貢献できます。

また、リモートワークの実施やペーパーレス化等による紙の使用量削減、廃棄物の削減や分別等リサイクル対策にも積極的に取り組んでいます。調達の際には可能な範囲でリサイクル率の高い素材の商品を選択し、サーキュラーエコノミーへの移行に貢献します。

04 脱プラスチック対応

当事務所は、使い捨てプラスチックの使用廃止を目指しています。脱プラスチックをテーマとした勉強会を実施し、会議室・応接室におけるペットボトルの提供中止にも積極的に取り組んでいます。また、所員には当事務所のロゴ入りのマイバッグを配布している他、所内通信を通じてマイバッグやマイボトルの利用を推奨する等、事務所全体で脱プラスチック活動を推進しています。

05 生物多様性の保全

取組：前述の環境配慮素材 LIMEX を PR 資材や名刺の一部に採用し、生物多様性と深いつながりのある木材、水資源の節減に貢献しています。

啓発：当事務所は、生物多様性関連で多くの企業、自治体と連携実績のあるインパクトベンチャー、株式会社バイオームのいきものコレクションアプリ「Biome（バイオーム）」を所内に紹介し（個人のデジタル機器での利用に限定）、環境保全意識の向上に取り組

んでいます。（同アプリにより撮影された動植物データは、生物多様性保全事業に活用されます。）

また、当事務所は水利用や食生活が生物多様性と関係する点を認識し、節水や、環境負荷の低い農法による食材利用、地産地消、フードロス削減等を所内に促しています。

06 サステナブル調達

当事務所は A&S サステナブル行動規範を定め、調達時には、環境負荷の低い素材、サーキュラーエコノミーに貢献可能な素材を選択しています。また環境負荷の軽減だけでなく、地域経済の発展に寄与すべく、地域や中小企業からの調達にも配慮しています。

啓発活動

当事務所は各種アンケートや意識調査のほか、A&S サステナ通信、A&S サステナ勉強会、所内行事でのサステナビリティコンテンツ等を通じて、サステナビリティ推進の重要性を事務所全体へ周知する等、啓発活動に注力しています。

A&S サステナ通信

A&S サステナ通信の内容は、当事務所の代表弁護士やサステナビリティ委員会の委員の弁護士による寄稿、委員会の活動報告や、サステナビリティに関する啓発記事等、多岐にわたります。日英併記で配信し、多様なメンバーが当事務所の理念や取組について共通認識を持てるよう配慮しています。2024 年はサステナ通信を計 8 回発行しました。

A&S サステナ勉強会

2024 年 10 月 7 日、「会議室飲料の変更から考える脱プラスチック」をテーマとして A&S サステナ勉強会を開催しました。前半は脱プラスチックの必要性と動向、官民で対策が加速している事例等を概観し、持続可能性と循環型経済への移行について考えました。後半は意見交換の他、各参加者の取り組んでいる脱プラスチック活動の紹介を行う等、交流の場としました。

今後もサステナビリティ推進の重要性を所内全体で共有し、当事務所のフィロソフィー、「個人の能力とチームワーク」を最大限発揮できるよう取り組みます。

人権の尊重

ビジネスと人権

弁護士法第1条は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することが弁護士の使命であると規定しています。

当事務所は、その使命の実現のために必要不可欠なプロボノ活動、弁護士会活動、国選弁護人活動、大学又は大学院における法律科目の講義、司法修習生の指導、公的機関での検討会合への参加などの公益活動を、当事務所自身の本質的な使命として位置づけ、これを積極的に実践し、推進しています。

昨今、国連のイニシアティブにより、「ビジネスと人権」という概念が世界的に浸透し、企業に対する人権尊重を求める動きが強まってきました。国連人権理事会の「ビジネスと人権作業部会」が来日し、日本のビジネスと人権の状況に関するステートメントを出しましたのが記憶に新しいところです。

日本政府は、国別行動計画（National Action Plan）を策定したうえ「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」などの基準を設定し、企業に対し、人権方針を策定し、人権デューデリジェンスを実施し、人権侵害に対する救済手段を確保することを求めています。

欧州連合（EU）では、2024年4月24日に「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」が議会にて採

択され、2024年7月25日に発効となりました。今後、EU加盟国の国内法が整備・改正され、2026年までにEU域内において平準化されていく見通しです。日本企業は、EU域内の自社拠点のみならず、EU域内の事業活動を行う国や取引先の国の法制化について注視する必要があります。

当事務所は、企業における人権尊重に向けた取組みの強化を促進するため、定期的に「ビジネスと人権」に関するニューズレターを発行し、日本、英国、米国、EUなど各国における人権尊重を巡る法整備や執行の状況についてアップデートするとともに、企業が実施すべき人権尊重のための具体的な施策について解説しています。

また、2024年の活動としまして、当事務所は、国際法曹会議「IBA Human Rights Conference: Climate, justice and law - challenges and opportunities」（2024年4月5日～7日）にスポンサーとして協賛しました。

ビジネスと人権チームを新たに創設し、人権方針の策定支援、人権デューデリジェンス、社内研修の実施といったサービスラインを整備しています。

入江克典弁護士（パートナー）は、日本弁護士連合会国際人権問題委員会ビジネスと人権部会において幹事を務めるとともに、時事速報でビジネスと人権について発信を継続

的に行っています（2024年1月～）。中野真弁護士（パートナー）は、弁護士ドッドコム主催セミナーにおいてビジネスと人権に関して解説するとともに（2024年1月）、BUSINESS LAWYERSにおいてビジネスと人権に関する記事を執筆しています（2024年3月）。

当事務所は、以上のような活動を通じて、ビジネスと人権の理念が社会に浸透するよう寄与していきます。

人権の尊重

英国 2015 年現代奴隷法への対応

01 背景

英国 2015 年現代奴隷法（以下「現代奴隷法」といいます。）では、財務要件を充足し、かつ英国において事業を行っている外国の会社及びその子会社について、事業年度ごとに奴隷及び人身取引に関する声明を作成・公表することが義務付けられています。

渥美坂井法律事務所弁護士法人も、ロンドンオフィスを通じて英国においてリーガルサービスを提供していることから、2023 年 12 月 31 日までの事業年度に関して、2024 年 6 月、現代奴隷法の要請に対応した「奴隷及び人身取引の防止に関する声明」を当事務所 HP にて発信しました。この声明は、渥美坂井法律事務所弁護士法人及びそのグループ（以下「A&S」といいます。）の事業及びサプライチェーンのいかなる部分においても奴隷及び人身取引が行われていないことを確保するために、A&S が講じている措置について開示したものです。

A&S の事業は、厳格に規制された業界における常勤の弁護士・外国法事務弁護士からなる、クライアント重視のプロフェッショナルサービス業です。そのため、A&S の事業又は直接のサプライチェーン内で奴隷又は人身取引が発生するリスクは低いものと考えています。実際に、A&S のサプライチェーンにおいては、現時点で奴隷又は人身取引が疑われるいかなる事象も確認されていません。

他方で、A&S は、自身が事業を展開し、商品又はサービスを調達する法域において、奴隷及び人身取引が存在する可能性があることを認識しています。そこで、A&S では、その事業、サプライチェーン又はその他関連活動において奴隷及び人身取引が存在しないことを確保するため、適切な措置を積極的に講じています。

02 当事務所での実施内容

「渥美坂井法律事務所弁護士法人 倫理及び行動規程」や「奴隷及び人身取引の防止に関する基本方針」をはじめとする所内規程等を整備しています。これらの規程等には、現代奴隷が犯罪であり基本的人権の侵害であることが明記されているほか、尊重、公平性、信頼、支援及び透明性に基づく労働環境を確保するための人事ポリシー、通報制度及び苦情処理手続、贈収賄防止及びマナー・ローンダリング防止ポリシーといった内容も含まれています。

サプライチェーン・コンプライアンス体制の構築にも取り組んでいます。

- サプライチェーンに関わる者及び契約者のすべてが A&S の価値観を遵守することを確保するため、「渥美坂井法律事務所弁護士法人 サプライヤーポリシー」を整備し、サプライヤーに対してその遵守を求めています。
- サプライチェーンにおける潜在的なリスク領域の特定及び評価、リスク領域の監視等を履践すべく、A&S の直接のサプライヤーを対象にアンケートを実施する等の調査を行っています。
- A&S のサプライチェーン及び事業における奴隷及び人身取引のリスクに関して高い水準での理解を確保するため、所属するすべての弁護士・外国弁護士及びスタッフに対し、現代奴隷法に関する年次の研修を実施しています。

ジェンダー平等や国際性を尊重し、働きやすい職場環境を実現

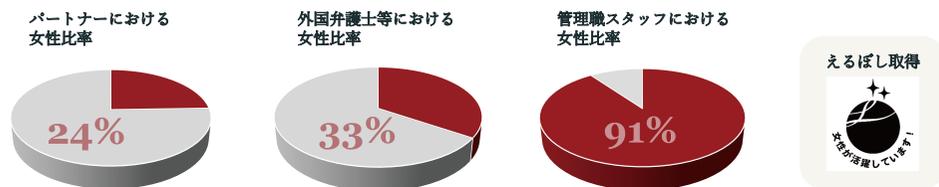
事務所の取組み

産前産後休業・育児休業及びベビーシッター補助等を含むその後の職場復帰におけるサポート体制やセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止のための基本方針を早期に確立しており、性別や性的指向・性自認を意識せず、安心して働ける健全な職場環境を形成しています。

また、所外開催のセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する講習にも当事務所の弁護士が講師として参加するなど、社会の公正・公平な職場環境の育成に貢献しています。

当事務所では、創業間もない頃より、継続的に、多くの女性弁護士・スタッフ等が活躍しています。ニューヨーク提携オフィスの代表パートナーは女性であり、また、各プラクティスグループにおいても女性弁護士がマネージャーを務めて活動を牽引しています。

当事務所のパートナーにおける女性比率は24%、外国弁護士等における女性比率は33%、管理職スタッフにおける女性比率は91%です。(2024年12月31日現在)



- ・パートナーにおける外国法事務弁護士比率：14%
- ・全弁護士等における外国弁護士等比率：11%

関連外部評価

- ・ ALB Asia's Top 15 Female Lawyers (丹生谷美穂弁護士 (2021)、鈴木由里弁護士 (2022)、由布節子弁護士 (2024) が日本から唯一の弁護士として15名の一人に選出)
- ・ Chambers Global 2019, 2020, 2021, 2022, 2023 & 2024 Leading Firm - International & Cross-Border Capabilities
- ・ ALB Employer of Choice (弁護士やスタッフが最も働きたい法律事務所) に国内で最多の9回にわたり選出
- ・ ALB Asia Top Innovative Law Firms 2023 (15の法律事務所の一つに選出)
- ・ Asian Legal Business (ALB) Japan D&I List 2022 (日本の10の法律事務所の一つに選出)
- ・ IFLR1000 Women Leaders 2022 (丹生谷美穂弁護士が日本部門において8名の一人に選出)
- ・ ALB Japan Law Awards 2021 "Managing Partner of the Year" (渥美博夫弁護士)
- ・ ALB Japan Law Awards 2021 "Foreign Lawyer of the Year" (イアン・S・スコット外国法事務弁護士)
- ・ ALB Japan Law Awards 2018, 2019 & 2020 "Overseas Practice Law Firm of the Year"
- ・ ALB Japan Law Awards 2017 "Woman Lawyer of the Year" (由布節子弁護士)
- ・ 第二東京弁護士会 第一回ファミリー・フレンドリー・アワード

ジェンダー平等や国際性を尊重し、働きやすい職場環境を実現

多様な働き方を支える各種所内制度

弁護士

一人ひとりのライフステージに合わせた柔軟な働き方を尊重・奨励しています。

遠隔操作システムやオンライン会議システムの活用等により、快適なテレワーク環境を整備しているほか、フリーアドレス勤務も採用しています。

弁護士は業務委託のため従業員とは異なる制度体系下にあります。弁護士の傷病時や産前産後期間及び育児期間中、家族等の介護期間中においても柔軟な働き方を可能にする支援体制や、金銭的サポートを提供する制度が整っています。

また、若手アソシエイトについては、定期インタビューを通して業務状況の理解やキャリア支援を促進するメンター制度があります。

スタッフ

当事務所は、スタッフの多様なライフステージに合わせて取得可能なダイバーシティを尊重する各種制度を導入しています。

(i) 柔軟な私傷病特別休暇（シックリーブ）

背景

育児介護休業法で定められた看護休暇・介護休暇はすでに制度としてありましたが、無給のため、より取得しやすいよう私傷病特別休暇（シックリーブ）及び私傷病特別休暇制度で家族の看護・介護での申請も可能にしました。

制度内容

休暇は、スタッフ全員に付与しており、要件が合えば試用期間中でも利用可能です。学生アルバイト等、一部対象外の方はありますが既存の看護休暇・介護休暇のように、「小学校4年生の始期に達するまでの子を養育」などの縛りも特になく、従来と比べて多様なスタッフのニーズに応えられる制度となっております。

(ii) その他の多様な働き方を支える制度

私傷病休職

スタッフについて、業務外の傷病による休職の場合、休職開始を命ぜられた日から起算し2か月間を有給としています。

介護休業の給与等の取扱

要介護状態にある家族の介護をするスタッフが介護休業を取得する場合、介護休業の期間については、介護休業開始日から起算し40日間を有給とすることができます。

(iii) マネージャーとの1on1ミーティング

背景

テレワークが進み、周りの方の様子が分かりづらくなったことが、1on1実施に至ったきっかけでした。

実施内容

毎月1回、スタッフはマネージャーとの1on1（1対1）オンラインミーティングを実施します。この制度の目的は、プライベート含めた相互理解、心身の健康状態の確認、所内で起こっていることの把握、業務上の問題解決、部下のモチベーション向上・キャリア支援、目標設定の進捗確認、業務方針の伝達など上司から部下への逆報連相、等幅広くあります。もちろんハラスメント予防・内部通報等の機能も有しております。

(iv) 不妊治療休暇・出産育児関連制度

当事務所は、不妊治療を受けるスタッフが仕事と両立できるよう独自の休暇制度を導入しております。

その他、出産、育児関連では、時短勤務やテレワーク、育児休業などの制度を設けて所員の仕事と生活の調和を図っています。

(v) 一般事業主行動計画（次世代育成支援・女性活躍推進）

当事務所は、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、所属スタッフ全員が仕事と生活の調和を図り安心して就業できるよう、次のように行動計画を策定しています。

- 2024年7月1日～2029年6月30日の5年間
- 内容

次世代育成に基づく目標

目標：短日・短時間勤務正社員のような多様な働き方の制度を策定します。

<対策>

- 2024年7月～新制度の内容について検討
- 2025年4月～規程改訂、所内周知準備

女性活躍に基づく目標

目標1：平均残業時間が多い管理部門はノー残業デーの実施に取り組み、実施率75%を目指します。

目標2：育児休業取得後の退職を抑制するため、希望者に休職中からメンターと面談を行い、円滑な復職をサポートします。

目標3：継続就業の支援のため、研修制度の見直し・拡充を図ります。

<対策>

- 2024年7月～ 目標1及び2について継続実施中
- 2024年7月～ 従業員研修留学援助制度規程の見直し

参考：

- 厚生労働省 HP 「次世代育成支援対策推進法」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html
- くるみんプラスに関するものについて、厚生労働省 HP 「不妊治療と仕事との両立のために」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

(vi) スタッフ向けの無料法律相談窓口

当事務所では、スタッフが安心して働き続けられるよう、福利厚生のひとつとして、スタッフを対象とした無料の法律相談窓口を所内に設置しています。

本窓口では、相談の内容に応じて所内で適任な弁護士を選定し、当該選定された弁護士において簡単な見立てをお伝えする、対処方法についてアドバイスする等の初期的な対応を実施しています。

ウェルネス

当事務所はスタッフ及び弁護士（注）に対して等しく、ウェルビーイングを支える心と体のサポートに取り組んでいます。

- それぞれ、内科、精神科、心療内科を専門とする産業医3名と契約しており、希望時には対面／オンラインで相談が可能となっています。また、常勤保健師により日常的な健康相談にも対応しています。
- 弁護士、スタッフ共に労働安全衛生法に基づく健康診断の他、35歳以上は人間ドックを全額事務所負担にて受診できます。有所見の際の受診勧奨や産業医による面談等、受診後の個別サポートも行っています。
- 厚生労働省が推奨している科学的根拠に基づくがん検診を、定期健康診断／人間ドック時に事務所の全額負担で同時受診することを推奨するとともに、がんに対するリテラシー向上のため厚生労働省が主導する「がん対策推進企業アクション」の推進パートナーに参画、社内SNSにて情報を発信しています。

- 労働安全衛生法に基づくストレスチェックを弁護士も対象として毎年実施、自らのストレスへの気づきを促すほか、高ストレス者へは産業医や外部相談窓口への相談推奨など個別支援をすると共に、職種ごとの集団分析で職場環境の改善検討を行っています。
- 疾病やケガ、障がいを抱えている方への就業上の配慮は、産業医、保健師、人事スタッフが連携して必要な支援を行っています。傷病による休職者へも復職支援プログラムに則った対応を行っています。
- 在宅勤務者も含めたヘルスリテラシー向上のため、オンラインでのヘルスセミナーの開催や、社内SNS、健康管理システムを利用した健康情報の定期配信を行っています。

（注）スタッフは労働契約、弁護士は業務委託契約に基づく勤務体系です。

国内外の災害被災地への支援

当事務所は、2024年に発生した以下の災害に対し、被災地へ義援金の寄付を行いました。

- 令和6年能登半島地震被災地への義援金
- 令和6年台湾東部地震被災地への義援金

亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

サステナビリティ活動の推進体制

当事務所は、2023年1月よりマネジメント直轄の組織としてサステナビリティ委員会を設置しています。

サステナビリティ委員会は、チーフ・サステナビリティ・オフィサー (CSO) を委員長とし、多様な経験を有する8名の弁護士及び外国法事務弁護士等で構成されています。サステナビリティ重要課題の特定、取組方針等について、クライアントを含む当事務所のステークホルダー、環境、社会への貢献や影響などを考慮しながら討議し、関連部署と連携して当事務所のサステナビリティを推進しています。

コンプライアンス

01 コンプライアンス体制の構築

当事務所は、多数の弁護士・外国弁護士が所属する専門家集団として、高い倫理観の保持及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

当事務所では、当事務所の価値観の中核となる倫理及び行動規程をはじめ、法令や日本弁護士連合会の規定する会規を遵守するための所内ルールを整備しているほか、これらのルールを所内に浸透させるため、スタッフを含むすべての所員を対象とした研修等を実施しています。

また、徹底したコンプライアンスを履践するため、所内に法務・コンプライアンス部門を設置し、当該部門に専属する弁護士を配置する等、手厚いコンプライアンス体制を構築しています。

さらに、苦情処理委員会の設置や、匿名での意見、相談及び通報が可能なフォームの設置等、複数のルートから内部通報等をなすうる仕組みを設けています。

02 サプライチェーン・コンプライアンス

当事務所は、当事務所自身が高い倫理観を保持するとともに事業活動を行う国や地域の法令その他のルールを遵守することはもとより、当事務所のサプライチェーンにおいてこれらが遵守されることの確保にも取り組んでいます。

当事務所では、その価値観に基づきサプライヤーに求める事項をサプライヤーポリシーとして整備しており、サプライヤーに対して、サプライヤーポリシーの遵守とともに、自身のサプライチェーンにも同等の規範を適用することを求めています。

また、当事務所のサプライチェーンにおける潜在的なリスク領域の特定及び評価並びにその監視等を履践するため、毎年、サプライヤーに対するアンケート等の調査を実施しています。

事業継続計画 (BCP)

当事務所では事業継続計画を作成し、首都直下地震その他の大規模地震、台風、情報セキュリティ上の事故等が発生した場合に、重要な業務手続を保護したうえで事業を速やかに再開できるようにすることによって、事業の継続性を確保しています。

2024年度には元消防職員である専任スタッフの加入により、継続的なリーガルサービス維持のための体制強化に取り組んでおります。

情報セキュリティ

当事務所は、弁護士等による守秘義務遵守及び個人情報保護等の重要性に鑑み、情報セキュリティに関する管理体制を構築するとともに、情報セキュリティ基本方針をはじめとする所内規程を定め、職務上取り扱う情報及び個人情報等の重要な情報資産について、その適切な取扱い、管理、保護、維持を徹底しています。



弁護士
鈴木 由里
シニアパートナー
チーフ・サステナビリティ・オフィサー
(第二東京弁護士会)

学歴 / 職歴：早稲田大学法学部卒業、ニューヨーク大学ロースクール (LL.M.) 修了。2005-2006 年クラウド&エリス法律事務所 (イリノイ州シカゴ・オフィス) 客員弁護士。一般社団法人東京国際金融機構 監事、国民年金基金連合会 個人型年金規約策定委員会 委員、環太平洋法曹協会 金融・証券取引委員会 委員長 (いずれも現任)。
主な業務分野：金融取引、金融規制、ESG 投資、経済安全保障、M&A、社内調査、国際紛争解決、北米、台湾、ベトナム、インドネシア等
E-mail : yuri.suzuki@aplaw.jp



弁護士
丹生谷 美穂
シニアパートナー
サステナビリティ・オフィサー
(東京弁護士会)

学歴 / 職歴：一橋大学法学部卒業、Northwestern University School of Law (LL.M.) 修了。パーク 2 4 株式会社社外取締役 (現任)、ソニーフィナンシャルグループ株式会社社外取締役 (現任)、経済産業省「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」委員 (2022 ~ 2023 年)、内閣府民間資金等活用事業推進委員会 専門委員 (現任)、文部科学省 PFI 検討委員会 (2017 ~ 2023 年) 等
主な業務分野：コーポレートガバナンス / リスク管理、再生可能エネルギー事業、インフラ事業、PPP / PFI 事業、環境 / 地球温暖化対策、インド・東南アジア等
E-mail : miho.niunoya@aplaw.jp



弁護士
畑 英一郎
シニアパートナー
サステナビリティ・オフィサー
(第一東京弁護士会)

学歴 / 職歴：東京大学法学部卒業、バンダービルト大学ロースクール (LL.M.) 修了。2005 年当事務所に入所。2010 年 9 月 ~ 2011 年 6 月 Luther Rechtsanwalts-gesellschaft mbH (Dusseldorf) にて勤務。
主な業務分野：
クロスボーダー投資・ファンド、金融規制法、M&A、不動産ファイナンス、一般企業法務
E-mail : eiichiro.hata@aplaw.jp



弁護士
町田 行人
シニアパートナー
サステナビリティ・オフィサー
(東京弁護士会)

学歴 / 職歴：中央大学法学部卒業、University of Southern California (USC) Gould School of Law (LL.M.) 修了。1999 年 ~ 2019 年西村あさひ法律事務所、2020 年より当事務所に参画。住信 SBI ネット銀行株式会社 社外取締役 (2021 年 1 月 ~)
主な業務分野：
金融規制法 (レギュラトリー)、ベンチャーファイナンス、アセットマネジメント / 投資ファンド、コーポレートガバナンス、一般企業法務、スタートアップ・プラクティス (ベンチャー支援)、M&A / 企業再編、プライベート・エクイティ、企業内容等開示制度に関する助言
E-mail : yukihito.machida@aplaw.jp



外国法事務弁護士
(連合王国法)
ダニエル・ジャレット
(東京弁護士会)

学歴 / 職歴：University of Cambridge (LL.B.)、Utrecht University (Law)、The University of Law (LPC) 卒業。2011 年 ~ 2016 年 Ashurst (ロンドン)、2016-2022 年 Ashurst HJGKJ (東京)、2017 年 ~ 2019 年三井物産株式会社法務部 (東京) 出向、2023 年より当事務所に参画。
イングランド及びウェールズ事務弁護士 (ソリシター) (2013 年) 外国法事務弁護士 (連合王国法) (2016 年)
主な業務分野：プロジェクトファイナンス / PPP、海運業、船舶金融業、輸送とインフラ、再生可能エネルギー
E-mail : daniel.jarrett@aplaw.jp



弁護士
落合 孝文
シニアパートナー
プロトタイプ政策研究所 所長
(第二東京弁護士会)

学歴 / 職歴：慶応義塾大学理工学部数理工学卒業、同大学院理工学研究科在学中に旧司法試験合格、2006 年 ~ 2015 年 森・濱田松本法律事務所、2015 年より当事務所に参画。Emerging Industry チーム及びシンガポールチーム及び A&S ニュースレター「ビジネスと人権」シリーズの責任者を務める。内閣府規制改革推進会議スタートアップ・DXGXWG 座長、内閣府国家戦略特区 WG 座長代理、デジタル庁デジタル関係制度改革検討会委員、経済産業省貿易分野データ連携 WG 委員、総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会委員、厚生労働省健康・医療・介護情報活用検討会 医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ委員、東京都国際金融フェロー、大阪府・大阪市「国際金融都市 OSAKA 推進委員会」アドバイザー、福岡県国際金融都市アドバイザー等を歴任。
主な業務分野：テクノロジー、プライバシー・産業データ、金融規制法、医療規制法、貿易取引、国際人権、M&A、紛争解決 (国際仲裁)、知的財産
E-mail : takafumi.ochiai@aplaw.jp



弁護士
入江 克典
パートナー
ホーチミンオフィス代表
(東京弁護士会)

学歴 / 職歴：慶応義塾大学経済学部卒業、同大学院法務研究科修了。2009 年弁護士登録。国内法律事務所勤務したのち、2015 年より独立行政法人国際協力機構 (JICA) において東南アジア各国の法整備支援に従事。ニューヨーク大学ロースクール・米国アジア法研究所客員研究員を経て、2023 年より当事務所参画。2024 年 7 月より当事務所ホーチミンオフィス代表。日弁連国際業務推進センター 幹事、日弁連国際人権問題委員会ビジネスと人権部会幹事。
主な業務分野：ベトナム、ラオス等の東南アジア法務、ビジネスと人権、サステナビリティ・ESG 法務、コーポレート、労務、M&A 等
E-mail : katsunori.irie@aplaw.jp



弁護士
齊藤 千尋
オブ・カウンセル
(第二東京弁護士会)

学歴 / 職歴：早稲田大学法学部 平成 16 (2004) 年卒業、東北大学法科大学院 平成 19 (2007) 年修了。University of Southern California (USC) (LL.M. in ADR Certificate) (2017 年)、University of California Los Angeles (UCLA) (LL.M. in Business Specialization, Business Law Track) (2019 年)、早池峰法律事務所 (2011 年 12 月 ~ 2016 年 1 月)、Creek and Global, Inc. (Legal Counselor, 2017 年 5 月 ~ 2018 年 7 月)。
主な業務分野：コーポレートガバナンス、一般企業法務、海外争訟 (クロスボーダー紛争 / 海外争訟対応)、ライフサイエンス
E-mail : chihiro.saito@aplaw.jp

LEGAL NOTICES

1. 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（当事務所）は、①渥美坂井法律事務所弁護士法人（第二東京弁護士会所属、代表社員弁護士渥美博夫）（以下「当弁護士法人」といいます。）と当事務所に所属する多くの外国法事務弁護士とが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」といいます。）に定める外国法共同事業を行い、②当弁護士法人と、日本の民法上の組合である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（代表弁護士坂井豊）（以下「組合組織」といいます。）の各弁護士とが、共同事業を行い、法律事務所を共にするものです。さらに当弁護士法人と、組合組織の各弁護士は、ヤンセン外国法事務弁護士事務所のマークス・ヤンセン外国法事務弁護士（ドイツ連邦共和国法）と外弁法に定める外国法共同事業を行います。当事務所とその外国法共同事業は、日本の弁護士（イングランド及びウェールズ事務弁護士である者を含みます。）に加え、ニューヨーク州、カリフォルニア州、中華人民共和国、大韓民国、インド、スリランカ民主社会主義共和国、連合王国*、オーストラリアクインズランド州・ニューサウスウェールズ州・ビクトリア州の法を原資格国法又は指定法とする外国法事務弁護士を擁しています。州法を原資格国法とする外国法事務弁護士はその国の連邦法についても助言を提供することができます。当事務所では、弁護士と、それぞれの登録に係る原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする外国法事務弁護士とが協働して業務を行っています。

当弁護士法人はまた、ロンドンオフィスとして英国子会社たる Atsumi & Sakai Europe Limited（Director: 金久直樹日本国弁護士）を有するとともに、ブリュッセルオフィスとして Atsumi & Sakai Brussels EU（代表パートナー：亀岡悦子ブリュッセル弁護士会 B リスト弁護士・ニューヨーク州弁護士**）、ニューヨーク提携オフィスとして Atsumi & Sakai New York LLP（代表パートナー：バニー・L・ディクソン外国法事務弁護士（ニューヨーク州法））、ホーチミンオフィスとして Atsumi & Sakai Vietnam Law Firm（Director：入江克典日本国弁護士）をそれぞれ有し、これらのオフィスを通じても助言を提供しています。また日本において A&S 福岡法律事務所弁護士法人（パートナー：臼井康博弁護士）と提携関係を有するとともに、フランクフルトオフィスたるドイツ連邦共和国における法務・税務サービス提供法人たる Atsumi & Sakai Europa GmbH - Rechtsanwälte und Steuerberater（現地代表：フランク・ベッカー ドイツ連邦共和国弁護士**）とも提携関係を有しています。

* 渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていません。

** 日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

2. 法律問題に関する助言等について

当事務所による別段の明示がない限り、法律問題に関する当事務所のいかなる助言その他意見の表明も、(i) 日本法、又は当事務所の外国法事務弁護士の登録に係る原資格法以外の外国法に関するものは当事務所の特定された弁護士の、(ii) かかる原資格国法に関するものは当該法をその登録に係る原資格国法とする当事務所の特定された外国法事務弁護士の、判断においてされるものです。

所在地・連絡先

〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-2

富国生命ビル（総合受付：16階）

Tel: 03-5501-2111（代表）

Fax: 03-5501-2211

A Compass
to Find
Your Way